

76条許可申請について(案内)

■海南駅東土地区画整理事業地内における建築行為

土地区画整理事業の区域内では土地区画整理法第76条により、換地処分
の公告(本換地)がある日まで、建築行為等が制限されます。下記の行為を行う
ときは、あらかじめ市長の許可が必要となります。申請の際には区画整理課にお
問い合わせのうえ、作成いただきますようお願いいたします。

◇建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築

- ・建築物:専用住宅、共同住宅、店舗、物置、車庫(カーポート)など
- ・工作物:フェンス、塀、土留めなどの外構や舗装、基礎、記念碑など

◇土地の形質の変更

- ・切土、盛土、埋立など

◇移動の容易でない物件の設置もしくは堆積

- ・資材など

■必要書類及び部数

- 許可申請書 1部
- 委任状(代理人が申請する場合) 1部
- 添付図面 各2部
 - ① 付近見取図
 - ② 配置図 (敷地と建物及び工作物の位置関係を水平投影図で示すこと)
 - ③ 基礎伏図
 - ④ 立面図(側面図)
 - ⑤ 形質変更の土地平面図および土地の縦断面図および横断面図
※付近見取図を除くすべての図面には、隣地(道路敷地含む)境界まで
の距離を記入すること
 - ⑥ 仮換地指定通知書の写し及び仮換地図
※その他必要とされる図面、資料等がある場合は添付すること。
- 承諾書(申請者と土地所有者が異なる場合。土地所有者の印鑑登録証明書を添付)
- 完了届(当該物件の施工完了後)

■その他

- 従前地の地目が田・畑等の場合は農業委員会の許可が必要となる場合があります。詳しくは農業委員会へお問い合わせください。
- 供給処理施設引込管等(上水道・ガス・電気・電話)の宅地内への引込みは、区画整理課へ相談の上、各企業者及び指定工事店にご相談ください。使用者ご自身が依頼して手続き等を行い、使用に伴う諸費用も含めて使用者の負担となります。